

Microsoft Azure（リセール）等提供に関する規約

実施：2018 年 11 月 1 日（最終改定 2026 年 10 月 1 日）

第 1 章 総則

（本規約の目的）

第 1 条 NTT 東日本株式会社（以下「当社」といいます。）は、Microsoft Azure（リセール）等提供に関する規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより下表のサービスを提供します。

項番	内容
1	日本マイクロソフト株式会社（以下「マイクロソフト」といいます。）が提供する Microsoft Azure（以下「Azure サービス」といいます。）のリセール※1、※2
2	リセールした Azure サービスに附帯して本規約に基づき契約者に対して提供するサービス仕様、故障に関する問合せ対応業務、アカウント作成サービス（以下「Azure サポート基本サービス」といいます。）※3

※1 当社がリセラーとしてサブスクリプションをプロビジョニングした日に、契約者とマイクロソフトの間で、Azure サービスの利用に関するマイクロソフト顧客契約（Microsoft Customer Agreement）が締結されます。契約内容とサービス条件の詳細は、マイクロソフトの以下の規定、その他の関連規定をご参照下さい。

[「https://www.microsoft.com/licensing/docs/customeragreement」](https://www.microsoft.com/licensing/docs/customeragreement)

[「http://www.microsoftvolumelicensing.com/Downloader.aspx?documenttype=OST&lang=Japanese」](http://www.microsoftvolumelicensing.com/Downloader.aspx?documenttype=OST&lang=Japanese)

なお、当社がリセールする Azure サービスは、別紙 1（本サービスで提供する詳細条件）に規定します。

※2 契約者は、マイクロソフト顧客契約（Microsoft Customer Agreement）の規定にもとづき、当社に対して Azure サービスの利用料金をお支払いいただきます。その料金の支払条件等は本規約第 5 章の規定によるものとします。

※3 Azure サポート基本サービスの詳細は、別紙 1（本サービスで提供する詳細条件）をご参照ください。

（本規約の変更）

第 2 条 当社は、法令の規定に従い、本規約（別紙を含みます。）を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

- (1) 当社ホームページにおける掲載
- (2) 電子メールの送信
- (3) C D－R O M等の記録媒体の交付
- (4) ダイレクトメール等の広告への表示

(用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	Azure サービスと Azure サポート基本サービスの提供を受けるための契約
本サービス	Azure サービスと Azure サポート基本サービスの総称
契約者	当社と本規約に基づく契約を締結している者
申込者	当社へ本契約の申込みの意思表示をしている者
本サービス取扱所	Azure サービスのリセール及び Azure サポート基本サービスを行う当社又は当社の契約事務委託先の事務所
Azure アカウント	本契約者が Azure サービスを利用するために必要なサブスクリプション
Azure アカウント情報	Azure サービスを利用するためのサブスクリプション ID、ログイン ID、パスワード、電子メールアドレス等の情報

第2章 契約

(契約の単位)

第4条 当社は、1 の Azure アカウントで1の本契約を締結します。

(契約申込の方法)

第5条 本契約を申し込もうとする者は、本サービスの申込みに際して、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の利用申込書を本サービス取扱所に提出していただきます。

(契約申込の承諾)

第6条 当社は、本サービスの申込み（変更申込を含みます。以下、本条において同じとします。）があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。本契約は、当社が承諾の通知を電子メールにて通知したときに成立するものとします。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスに係る契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき又は保守することが著しく困難である等、本サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるとき
 - (2) 本契約の申込みをした者が、本サービスの料金又は当社が提供するその他のサービスの料金に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
 - (3) 利用申込書に虚偽の事項を記載したとき又は記入漏れがあったとき
 - (4) 本契約の申込みをした者が本サービスの利用を停止されている若しくは停止されたことがある又は本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき
 - (5) 第19条（利用料金の支払義務）の規定に違反するおそれがあるとき
 - (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき
- 3 当社が、第1項の規定により申込みを承諾した後に、前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。この場合、当社は取消しにより契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

（契約の地位の承継）

- 第7条 相続又は法人の合併若しくは分割により本契約の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社の指定する方法により当社に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

（氏名等の変更の届出）

- 第8条 契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは所在地について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
- 2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。
- 3 第1項に規定する変更があったにもかかわらず、当社に届出がないときは、当社は、契約者が当社に届け出ている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送、電子メール等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 4 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

第3章 知的財産等

(著作権等)

第9条 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等（本規約、各種取扱マニュアル、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当該物品等の使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項の物品等を以下のとおり取り扱っていただきます。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと
- (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと
- (4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと

(守秘義務)

第10条 契約者及び当社は、本契約に関連して相手方から機密である旨明示され開示される相手方の営業上・技術上の機密（別紙で定める提供条件等を含みます。また、口頭により開示された情報については、開示の際に機密である旨告知し、かつ当該開示から速やかに機密である旨及びその要旨が書面で通告された情報をいいます。以下「機密情報」といいます。）を、相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならず、また本契約の履行の目的以外に使用してはならないものとします。なお、相手方から機密情報の開示にかかる承諾を得た当事者は、開示にあたって当該第三者に対して本条と同等の義務を課すものとし、当該第三者の漏洩その他の義務違反行為は、自身の行為として相手方に責任を負うものとします。

2 機密情報のうち次の各号に該当する情報は、前項の定めにかかわらず、前項の守秘義務を負う機密情報として扱われないものとします。

- (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
- (2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報
- (3) 相手方から開示された情報によらずして、独自に開発した情報
- (4) 公知のもの又は受領した当事者の責によらないで公知となったもの
- (5) 相手方が書面により機密情報として取り扱わないことに同意した情報

3 当社は、判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求または命令により請求された場合、機密である旨を明確にしたうえで契約者及び当社の機密情報を第三者に開示することができるものとします。

4 相手方の機密情報を保護する義務は、本契約終了の日から3年後まで存続するも

のとします。また、本契約が終了した場合、契約者及び当社は相手方が事前に返還を求めた場合を除き、相手方の機密情報（記憶装置等に格納された無形の機密情報を含みます。）を直ちに破棄し、その旨を相手方に書面で通知するものとします。

第4章 利用中止等

（利用中止）

第11条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 第三者による妨害行為等により本サービスの継続が契約者に重大な支障を与える恐れがあると当社が判断したとき
- (2) マイクロソフトがマイクロソフト顧客契約（Microsoft Customer Agreement）にもとづき Azure サービスの利用中止又はそれ相当の措置をした場合など当社が本サービスの利用を中止することが望ましいと判断したとき

（利用停止）

第12条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、6ヵ月以内で当社が定める期間（本サービスに係る料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、アカウント作成又は設定変更に関する費用又は割増金等その他の債務をいいます。以下本条において同様とします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について、債権の譲渡の規定に則り請求事業者に譲渡している場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
- (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき
- (4) 第9条（著作権等）、第33条（権利義務の譲渡等）及び第41条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき
- (5) 契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき
- (6) 当社に損害を与えたとき
- (7) Azure サービスの利用停止又はそれ相当の措置を受けたとき
- (8) 前各号のほか、本規約に違反したとき

(9)

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急の場合等のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

(お問い合わせ窓口)

第13条 契約者は本サービスにかかわるお問い合わせ、お申出を、当社が別途定める窓口に対して行うものとし、マイクロソフトに対して行わないものとします。

(利用の制限)

第14条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、Azure サポート基本サービスの利用を制限することがあります。

(本サービス提供の終了)

第15条 当社は、当社が Azure サービスの再販を終了する場合、又は本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、インターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解除日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(契約者が行う本契約の解除)

第16条 契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出ていただきます。

- 2 当社は、前項の規定により契約者が申し出た解除希望日（申込日から1ヶ月以降の日程）をもって本サービスの解除日とします。ただし、契約者が申し出た解除希望日が、当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解除日とします。

(本契約の解除)

第17条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。また、本条第3号に定める場合においては、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解除できるものとします。

- (1) 第12条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、

なおその事実を解消しないとき

(2) 第15条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき

(3) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき

- ① 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ③ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
- ④ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

第5章 料金

（料金）

第18条 当社が提供する本サービスの料金は、別紙2（料金表）に定めるところによります。

（利用料金の支払義務）

第19条 契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解除日までの期間（提供を開始した日と解除日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、別紙2（料金表）第1表（月額料金）に規定する月額料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは次によります。

(1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 当社の責めに帰すべき理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスの月額料金

(割増金)

第20条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額（消費税等相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第21条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法定利率の割合（契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

(料金計算方法等)

第22条 当社は、契約者が本契約に基づき支払う料金のうち、別紙2（料金表）第1表（月額料金）に定める料金は料金月（1の暦月の初日から末日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

第23条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。なお、消費税等相当額の算出において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

第24条 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税等相当額の加算)

第25条 第19条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により別紙2（料金表）に定める料金の支払いを要するものとされている額は、別紙2（料金表）に定める額に消費税等相当額を加算した額とします。なお、本規約の規定により支払いを

要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金の臨時減免)

第26条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に Azure サポート基本サービスの料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、インターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。

(料金等の一括請求)

第27条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合に限り、本サービスに係る料金等について、契約者が指定する他のサービス等の契約に係る料金等と一括して請求する取扱い（以下「料金等の一括請求」といいます。）を行います。

(1)当該請求を行った本サービスの契約者が、料金等の一括請求を受ける複数のサービスを構成する、他のサービスの契約者と同一の者（相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者を含みます。）であるとき。

(2)当該請求を行った本サービスの契約者が、本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。

(3)その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 当社は、契約者から本サービスについて料金等の一括請求を廃止する申出があったとき又は前項の各号のいずれかに該当しなくなったときは、本サービスに係る料金等の一括請求の取扱いを廃止します。ただし、料金等の一括請求を受ける複数のサービスを構成する、他のサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っている場合は、この限りではありません。

3 当社は、当社に特別の事情がある場合は、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第6章 損害賠償

(責任の制限)

第28条 当社は、Azure サポート基本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、Azure サポート基本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。

2 前項の場合において、当社は、Azure サポート基本サービスが全く利用できない状

態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する Azure サポート基本サービスの月額料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

- 3 当社は、Azure サポート基本サービスの提供に伴い当社の不法行為があったことによって契約者に損害が生じた場合、Azure サポート基本サービスの一ヶ月の月額料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。なお、以下の各号に該当する損害については、当社は一切の責任を負いません。
 - (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害
 - (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害
 - (3) 当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害
 - (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害
- 4 当社の故意又は重大な過失による場合には、前3項の規定は適用しません。

（免責事項）

第29条 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

- 2 当社は、Azure サポート基本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
- 3 当社は、Azure サポート基本サービスにおけるオペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業及びオペレータが遠隔で実施した作業の内容について保証するものではありません。
- 4 当社は、Azure サポート基本サービスにおけるオペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業及び工事の実施に伴い生じる契約者の損害について、第28条（責任の制限）第3項に規定する場合を除き責任を負いません。
- 5 Azure サポート基本サービスにおけるオペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業に関連して、契約者のID又はパスワードで実行された操作は、契約者による操作であるとみなし、これに伴い生じる契約者の損害について、当社は、第28条（責任の制限）第3項に規定する場合を除き責任を負いません。
- 6 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは問い合わせ先を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に書面等をもって通知します。
- 7 契約者は、Azure サポート基本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決するものとします。
- 8 当社は、Azure サポート基本サービスの利用により生じる結果について、Azure サポート基本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分その他の原因を問わず、責任を負い

ません。

- 9 当社は、第11条（利用中止）、第12条（利用停止）、第14条（利用の制限）、第15条（本サービス提供の終了）の規定により本 Azure サポート基本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限及びサービス提供の終了をしたことに伴い生じる契約者の損害について、責任を負いません。
- 10 当社は、サイバーテロ（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、責任を負いません。
- 11 契約者は、本サービスの利用により、マイクロソフト及び当社による何らかの権利の行使及び行動又は行為を妨げることはできません。

第7章 個人情報の取り扱い

（個人情報の取り扱い）

- 第30条 当社は、本サービス提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス（以下「個人情報」といいます。）を取得します。
- 2 当社は、前項の規定により取得した情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。
 - 3 当社は、当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティングに必要となる範囲内で、第1項の規定により取得した情報を統計化した情報を利用する場合があります。
 - 4 当社は、個人情報保護法の規定に基づき、第1項の規定により取得した情報及び Azure アカウント情報その他利用情報をマイクロソフト及び Microsoft Corporation に対して提供することについて同意いただきます。
 - 5 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。
 - 6 契約者は、第4項に基づき当社がマイクロソフト及び Microsoft Corporation に提供した情報については、マイクロソフト及び Microsoft Corporation が、当該情報を個人を特定しない統計情報として、同社のプログラムの安全性の判定・分析、セキュリティ上の脅威に対する対策の提供、セキュリティ上の脅威についての傾向のレポートへの活用及び同社サービスのマーケティングに利用することについて同意していただきます。

第8章 雑則

(契約者の当社に対する協力事項)

第31条 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1) 当社の求めに応じたIDやパスワード等の入力
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます）の提供
- (3) 本契約で提供する Azure アカウント及び Azure サービスに関する当社を通じた問合せの実施
- (4) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施

(法令に規定する事項)

第32条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(権利義務の譲渡等)

第33条 契約者及び当社は、相手方の書面による事前承諾なしに、本契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡その他の処分をすることはできないものとします。なお、契約者及び当社は、相続又は法人の合併若しくは分割による地位の承継・商号変更があるときは、事前に書面により相手方に通知する必要があります。

(反社会的勢力の排除)

第34条 契約者及び当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」といいます。）であること
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

2 契約者及び当社は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

(1) 第1項に違反したとき

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき

①相手方に対する暴力的な要求行為

②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3 契約者及び当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

(不可抗力の免責)

第35条 戦争、テロ行為、暴動、天変地異、法令の改廃・制定、公権力による処分・命令その他の不可抗力により、契約者又は当社に本契約の全部又は一部の履行の遅滞又は不能が生じた場合は、契約者又は当社は互いにその責任を負わないものとします。

(準拠法)

第36条 本契約は日本において施行されている法律等に準拠又は基づいて解釈されるものとします。

(紛争の解決)

第37条 本契約に関し、契約者及び当社との間で疑義、相違、紛争が生じた場合、あるいは、本契約に規定されていない事項については、契約者及び当社両当事者は信義誠実の原則に従い、相互の協議によりこれを解決するものとします。

2 前項の協議が整わなかった場合、本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(分離取扱い)

第38条 本契約の一部の条項が裁判所又は行政庁の裁定により無効とされた場合は、当該条項のみを無効とし、契約全体の効力には影響しないものとします。

(存続条項)

第39条 本契約が終了等した場合でも、第2条(本規約の変更)、第10条(守秘義務)、第13条(お問い合わせ窓口)、第28条(責任の制限)、第29条(免責事項)、第30条(個人情報の取り扱い)、第34条(反社会的勢力の排除)、第35条(不可抗力の免責)、第37条(紛争の解決)、第38条(分離取扱い)及び本条の規

定は引き続き効力を有するものとします。

(承諾の限界)

第40条 当社は、契約者からアカウント作成、その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を契約者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第41条 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスを提供できない場合があります。

- (1) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること
 - (2) Azure サービスに接続できる環境であること
 - (3) 契約者が必要に応じて当社のオペレータの指示に基づき操作を実施すること
- 2 契約者は次のことを守っていただきます。
- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと
 - (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと
 - (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと
 - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
 - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
 - (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと
 - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
 - (8) 本サービスその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと
 - (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
 - (10) 本サービスの利用に係るID、パスワード等を第三者に使用させて、金銭的利益を得る行為をしないこと
 - (11) 本サービスの利用に係るID、パスワード等の適正な管理に努めること

(設備等の準備)

第42条 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な機器、インターネット回線等その他の設備を保持、管理し、必要なその他のサービスを利用

用するものとします。

（電子媒体による請求額情報の通知）

第43条 当社は、本サービスの料金等の請求額情報（その契約者に係る料金等の請求額及びその内訳並びに支払証明をいいます。以下同じとします。）について、請求額情報蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより請求額情報等を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）を行います。

- 2 当社は、請求額情報蓄積装置に、その契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。
- 3 契約者は、当社が契約者に付与した ID 及び契約者が設定したパスワードについて、善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- 4 請求額蓄積装置に登録された請求額情報を確認するために必要な、インターネット接続環境は契約者が自ら用意し、その接続に必要な費用は契約者に負担していただきます。

（支払証明書の発行）

第44条 当社は、契約者もしくは過去契約者だった者、又はこれらの者から委任を受けた者から請求があったときは、当社が本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、本サービスの料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の紙媒体による証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

- 2 前項の請求者は、支払証明書の発行を受けたときは、支払証明書1枚ごとに400円（税込価格440円）の手数料及び郵送料等の支払いを要します。

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

- 3 契約者は、当社が前2項の取り扱いを行うことについて、同意していただきます。
- 4 当社は、前3項の規定によるほか、本サービスに係る支払証明書を、請求額情報蓄積装置に登録した電子データにより通知する取扱いを行います。この場合の利用条件については、第43条（電子媒体による請求額情報の通知）の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いに準じます。

附 則（令和 8 年 7 月 29 日 東開マ事 000200000186-01）

（実施期日）

1 本規約は、令和 8 年 9 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 本規約実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 本規約実施前の本サービスの料金の請求額情報について発行する、消費税法第 57 条の 4 の規定に基づく適格請求書については、なお従前のとおりとします。

（本改定の失効等）

4 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本改定を実施しない又は内容を改めることがあります。その場合、当社はそのことをホームページ（<https://www.ntt-east.co.jp/info/>）への掲載によりお知らせします。